

# 原子力規制庁職員に対して発行される身分証明書等の所在確認調査の結果 及び改善策（報告）

令和3年10月27日  
原子力規制庁

## 1. 経緯

原子力規制事務所の職員が、原子力規制検査時に携帯すべき身分証明書等を紛失した事案の発生を受け、法令等に基づき原子力規制庁が職員に対して発行する全ての身分証明書等について、その所在を確認する調査を行うこととした。

- 8月25日 原子力規制事務所の職員から実用炉監視部門に対し、身分証明書等2枚（検査官証及び立入検査証）の所在が不明となっている旨の連絡あり
- 9月7日 原子力規制部検査グループが身分証明書等の所在確認調査を開始
- ・対象の身分証明書等は、検査官証、立入検査証及び信頼性確認済証の3種類
  - ・対象者は、同グループ内及び原子力規制事務所
  - ・所在不明の場合は名乗り出るようメールで呼びかけて実施
- 10月5日 職員4名、延べ5枚の身分証明書等の所在不明を確認（8月25日に連絡があった分を含む）
- 10月15日 全庁的な身分証明書等の所在確認調査を開始

## 2. 調査の実施方法及びその結果

### （1）調査の実施方法

- ・対象の身分証明書等は、法令等に基づき原子力規制庁が職員に対して発行する身分証明書等11種類の全て（一覧は別紙のとおり）
- ・対象者は、現在の職務において身分証明書等を必要とする職員全員
- ・メール又は対面で所在の有無を問い、有る場合も含めて全員から回答を求めた

### （2）調査結果

紛失と報告された身分証明書等 延べ11枚（職員数10名）  
うち 検査官証 2枚  
立入検査証（原子力事業者等） 1枚  
信頼性確認済証 8枚

### 3. 改善策

身分証明書等の取扱要領等において、以下の事項を定めることとする。

- ・職員は、検査等を実施する際は、身分証明書等を携帯していることを確認する。
- ・職員は、身分証明書等を紛失した場合は、直ちに発行課室に報告する。
- ・発行課室は、紛失と報告された身分証明書等を直ちに抹消する。
- ・発行課室は、今回と同様の所在確認調査を年1回行う。

#### (添付資料)

別紙：原子力規制庁職員に対して発行される身分証明書等の一覧

参考：紛失と報告された身分証明書等の参考条文

## 原子力規制庁職員に対して発行される身分証明書等の一覧

## ○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）

身分証明書等の種類	根拠条文	身分証明書等の用途
立入検査証（指定廃棄物埋設区域関係）	第 51 条の 31 第 2 項	指定廃棄物埋設区域において行う土地の掘削の許可を受けた者の事務所等への立入検査
検査官証	第 61 条の 2 の 2 第 4 項	原子力事業者等の事務所等への原子力規制検査
保障措置検査証	第 61 条の 8 の 2 第 3 項	国際規制物資使用者等の事務所等への保証措置検査
立入検査証（指定保障措置検査等実施機関等）	第 61 条の 23 第 2 項（第 61 条の 23 の 20 において準用する場合を含む）	指定保障措置検査等実施機関等の事務所等への立入検査
実施計画検査官証	第 64 条の 3 第 8 項において準用する第 61 条の 2 の 2 第 4 項	特定原子力事業者等の事務所等への実施計画検査
立入検査証（原子力事業者等）	第 68 条第 5 項	原子力事業者等の事務所等への立入検査

## ○放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）

放射線検査官身分証明書	第 43 条の 2 第 3 項	許可届出使用者等の事務所等への立入検査
立入検査職員身分証明書	第 43 条の 3 第 2 項において準用する第 43 条の 2 第 3 項	登録機関の事務所への立入検査

## ○原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）

立入検査証（原子力事業所）	第 32 条第 2 項	原子力災害対策に関する原子力事業所への立入検査
---------------	-------------	-------------------------

## ○その他

特殊標章に係る身分証明書	原子力規制委員会特殊標章等交付要綱第 11 条	武力攻撃事態等において国民の保護のための措置に係る職務の遂行
信頼性確認済証	原子力規制委員会における職員の信頼性確認に関する訓令第 10 条	特定核燃料物質の防護等に関する秘密の取扱いの職務の遂行

※個人番号カードを含む国家公務員 IC カード身分証は除く。

## 紛失と報告された身分証明書等の参考条文

### 【検査官証】

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）

第六十一条の二の二

1・2 （略）

3 原子力規制検査に当たっては、原子力規制委員会の指定する当該職員は、次に掲げる事項であつて原子力規制委員会規則で定めるものを行うことができる。

一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り

二 帳簿、書類その他必要な物件の検査

三 関係者に対する質問

四 核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

4 前項第一号の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5～10 （略）

### 【立入検査証（原子力事業者等）】

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）

（立入検査等）

第六十八条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第六十四条第三項各号に掲げる原子力事業者等の区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第六十一条の三第一項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第五項、第六項、第八項及び第九項に規定する者並びに国際特定活動実施者については原子力規制委員会とする。）に応じこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第五十九条第六項の規定）の施行に必要な限度において、当該職員（都道府県公安委員会にあつては、警察職員）に、原子力事業者等（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第六十一条の三第一項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第五項、第六項、第八項及び第九項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。）の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

2 原子力規制委員会は、前項の規定による立入検査のほか、第三条第一項、第六条第一項、第十三条第一項、第十六条第一項、第十六条の二第一項及び第二項、第二十三条第一項、第二十三条の二第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第一項、第二十七条第一項及び第二項、第四十三条の三の五第一項、第四十三条の三の八第一項及び第四項、第四十三条の三の九第一項及び第二項、第四十三条の三の十第一項、第四十三条の三の三十第一項及び第三項、第四十三条の三の三十一第一項、第四十三条の三の三十二第二項、第四十三条の四第一項、第四十三条の七第一項、第四十三条の八第一項及び第二項、第四十三条の二十六の二第

一項及び第三項、第四十三条の二十六の三第一項、第四十四条第一項、第四十四条の四第一項、第四十五条第一項及び第二項、第五十一条の二第一項、第五十一条の五第一項、第五十一条の七第一項及び第二項、第五十二条第一項、第五十五条第一項、第五十九条第三項並びに第六十一条の二の二第一項の規定の施行に必要な限度において、当該職員に、原子力施設の設計若しくは工事又は原子力施設の設備の製造を行う者その他の関係者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 原子力規制委員会は、第一項の規定による立入検査のほか、第六十二条第一項の規定の施行に必要な限度において、当該職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

4 (略)

5 前各項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

6～14 (略)

### **【信頼性確認済証】**

○原子力規制委員会における職員の信頼性確認に関する訓令（平成30年4月1日制定）

（信頼性確認済証の携帯）

第十条 信頼性確認を受けた職員は、特定核燃料物質の防護等に関する秘密の取扱いの職務を行うときは、様式第4の信頼性確認済証を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示するものとする。